

臨港道路自費工事施行承認申請書

東京都知事 殿

令和 年 月 日

申請者 住 所
氏 名

電 話 ()

(法人にあっては事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

東京都港湾管理条例第11条第3項の規定により、次のとおり自費工事を施行したいので申請します。

工 事 件 名									
工 事 目 的									
工 事 場 所	区		丁目		番		号地先		
	(臨港道路の名称)								
工 事 内 容	(1)歩道の切下げ	歩道幅員	メートル	延長	メートル	補強面積	平方メートル		
	(2) そ の 他								
計 画 概 要	別紙設計図書(案内図、工種別内訳書、平面図、構造図、位置見取図等)のとおり								
工 事 期 間	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日まで
復旧工事期間 (復旧工事が	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日まで

[摘要]	* 受付印
[交通管理者協議欄]	

- (注) 1 *印のある事項は、記入しないでください。
2 本書は、3通を提出してください。
3 工事を委託する場合は、委任状を添付してください。
4 道路(道路の付属物を含む。)の現況写真を添付してください。
(注) 別表「申請者事項確認書」も記載のうえ、添付すること。

(別表)申請者事項確認書

本申請事務は、以下の者が行います。

項 目	記 入 事 項
担 当 者 名	(ふりがな)
所 属 (法人、企業等の所属する 部署等)	
住 所 (建物にあつては存する階ま で)	
連 絡 先 (内線含む)	(内線)

※ 代行者が行う場合は、上記別表記入のほかに代行委受任を証する書類(委任書、契約書などで秘匿したい部分については黒塗りで構わない。)の写しを添付すること。

(別記)

承認の日から1週間以内に請書が提出されないときは、この承認の効力は消滅するものとする。

また、各条項に違反した場合又は願書の提出がない場合などは、東京港管理事務所(以下「当所」という。)の指示に従い、原状回復等の措置を申請者の負担にて行うものとする。

記

承認工事期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日
承認条件	<p>(1) 施工にあたっては、歩道等乗入れ施設(自費出願工事)施行に係る取扱基準及び道路工事設計基準(都建設局)により施行すること。</p> <p>(2) 道路交通、路面排水に支障とならぬように注意して施工すること。</p> <p>(3) 施工にあたっては、既存構造物等に損傷を与えないよう十分に注意し、万一損傷した場合は、当所に届け出て、その指示にしたがって原状回復すること。</p> <p>(4) 他の埋設物及び施設に損傷を与えた場合は、すべて申請者の責任において処理すること。</p> <p>(5) 工事着手及びしゅん功の際には当所に届け出て、指示及び検査を受けること。</p> <p>(6) 施工に伴い申請者が新たに添加する施設について、いかなる権利も主張しないこと。</p> <p>(7) 自費工事箇所付近の土地の利用により、この自費工事箇所を修理・補強・移設・撤去又は形状の変更をする必要が生じたときは、当所の指示に基づき申請者の負担で施工すること。</p> <p>(8) 自費工事箇所の維持については、全て申請者の負担で施工すること。維持不良の場合は本件承認を取消のうえ、原状回復を命ずるものとする。</p> <p>(9) 自費工事箇所が不要となった場合及び当所から原状回復の指示があった場合は、すみやかに届出のうえ、申請者の負担において、周辺の道路設備と併せて原状回復すること。</p> <p>(10) 工事に伴い樹木を移植した場合は、移植した樹木が工事後1年以内に枯死又は形姿不良となった場合は、当所の指示に基づき同等以上のものに植え替えること。</p> <p>(11) 住所、名称その他の事項でこの承認の条項を実施するのに必要な事項に変更があった場合は、遅滞なく当所に届け出ること。</p>
疑義の解釈	各条項に疑義を生じた場合は、当所の解釈による。
特記事項	<p>切下げ箇所前面において、切下げ箇所からの車両の出入りに起因する損傷が発生した際は、申請者の負担により直ちに原状回復すること。</p>

工 事 内 容 内 訳 書

	種 類	内 訳	
		新 設	撤 去
防 護 柵	ガードレール	・ m	・ m
	ガードパイプ	・ m	・ m
	中間支柱	本	本
	端末支柱	本	本
街 路 樹	街路樹 (移植)	樹種 高さ 幹回り等 本(株)数記入	
	植樹帯	・ m ²	・ m ²
	植樹ます縁石	箇所	箇所
そ の 他	L型溝等	・ m	・ m
	歩道復旧		・ m ²

工事仕様書

- 1 工事はすべて承認条件、添付図書及び本仕様書に基づき施行します。
- 2 公私境界ブロックの位置及び高さは変更しません。
- 3 工事は、次のとおり東京都建設局設計基準書に従い施行します。
(使用するコンクリートを赤枠で囲むこと)

「セメントコンクリート用」

- (1) 掘削は、計画に基づき所定の深さに掘下げ、ランマー等で十分つき固め平坦に仕上げます。
- (2) 路盤材料は、分離しないよう十分注意して、均一な厚さに敷きならして転圧します。
なお、転圧の厚さは20cm以下とします。
- (3) コンクリートは原則として生コンクリートを用います。
- (4) コンクリートの打設にあたって、雨天又は気温変化の著しい時は、十分養生をします。
- (5) コンクリートは分離しないよう迅速に敷きならし、敷きならした後、速やかにバイブレーターで一様かつ十分に締固めます。
- (6) 締固めが終わったら直ちに荒仕上げをし、さらにフロートで表面仕上げを行い、仕上げ面は「はけびき」等で粗面します。
- (7) 表面仕上げが終わったら直ちに養生を行います。
- (8) 境界石等の路面構造物の接触面は、十分に水を吸収させてからコンクリートの打設を行います。
- (9) 指示された付属物等を再度利用する時は、その取外しは丁寧に行い、破損した物は使用しません。

「アスファルトコンクリート用」

- (1) 掘削は、計画に基づき所定の高さに掘下げ、ランマー等で十分つき固め平坦に仕上げます。
- (2) 路盤材料の敷きならしは、熟練者により一様な組成となるよう迅速に行い、また、転圧の厚さは10cm以下とし、振動ローラー等を用いて入念に行います。
- (3) 路盤材料の敷きならしにあたって、雨天又は気温変化の著しい時は、十分養生をします。
- (4) 境界石等の路面構造物の接触面は、歴青材を一様に塗付してから、路盤材料の敷きならしを行います。
- (5) プライムコートは、一様になるよう入念に行います。
- (6) 指示された付属物等を再度利用する時は、その取外しは丁寧に行い、破損した物は使用しません。

現 況 写 真 1

写真は工事施行箇所を確認しやすいように、チョーク等による線引きのうえ撮影するか、写真に着色するなど明確にすること。

また、道路付属物(ガードレール、街路樹等)及び他の占用物件(標識、マンホール等)があるときは、その状態が確認できるように撮影すること。

枚数が多くなるときは、必要に応じて別紙を追加してもよい。

正面遠景写真

正面より工事施行箇所の全景を撮影すること。

正面写真

正面より工事施行部分を撮影すること。

現 況 写 真 2

側面写真

側面より工事施行部分を撮影すること。

道路付属物及び他の占有物件

工事の施行に際し、道路付属物及び他の占有物件が支障となるときは、詳細写真を撮影すること。

工事等主管課			工事担当	
課長	課長代理	係員	課長代理	係員

工 事 着 手 届

令和 年 月 日

東京港管理事務所長 殿

住 所

氏 名

下記のとおり工事に着手します。

記

承認番号	東港道第 号
承認年月日	令和 年 月 日
工事件名	
工事場所	区 丁目 番
工事内容	
工事期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
着手年月日	令和 年 月 日
備 考	

工事等主管課			工事担当	
課長	課長代理	係員	課長代理	係員

工 事 完 了 届

令和 年 月 日

東京港管理事務所長 殿

住 所

氏 名

下記のとおり工事を本日完了したので届け出します。

記

承認番号	東港道第 号
承認年月日	令和 年 月 日
工事件名	
工事場所	区 丁目 番
工事内容	
工事期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
工事完了年月日	令和 年 月 日
備考	

検査年月日	令和 年 月 日
検査員職氏名	

請 書

1. 原 承 認 番 号 (日 付)

東 港 道 第 号 (令 和 年 月 日 付)

2. 場 所

区 丁 目 番 号

3. 工 事 内 容

4. 期 間

令 和 年 月 日 か ら

令 和 年 月 日 ま で

上 記 承 認 書 の 各 条 件 を 承 諾 し ま す 。

令 和 年 月 日

住 所

氏 名

電 話 番 号

東 京 港 管 理 事 務 所 長 殿

臨港道路自費工事施行承認申請書

②
東京都知事 殿①
令和 年 月 日申請者 住 所
氏 名 ③ 印
電 話 ()

(法人にあつては事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

東京都港湾管理条例第11条第3項の規定により、次のとおり自費工事を施行したいので申請します。

工 事 件 名	④						
工 事 目 的	⑤						
工 事 場 所	⑥ 区		丁目		番		号地先
	(臨港道路の名称)						
工 事 内 容 ⑦	(1)歩道の切下げ	歩道幅員	メートル	延長	メートル	補強面積	平方メートル
	(2) そ の 他	⑧					
計 画 概 要	別紙設計図書(案内図、工種別内訳書、平面図、構造図、位置見取図等)のとおり						
工 事 期 間	⑨ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで						
復旧工事期間 (復旧工事が	⑩ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで						

[摘要]	* 受付印 ⑪
[交通管理者協議欄] ⑫	

- (注) 1 * 印のある事項は、記入しないでください。
2 本書は、3通を提出してください。
3 工事を委託する場合は、委任状を添付してください。
4 道路(道路の付属物を含む。)の現況写真を添付してください。

臨港道路自費工事施行承認申請書作成要領

1 申請書記載要領

別紙の自費工事施行承認申請書(以下「申請書」という)に表示してある説明番号(①~⑫)順に説明する。

① 提出年月日を記入すること。

② 申請先は**東京都知事**とすること。

③ 申請者

a. 建築工事等のための一時的な工事であるときは、工事請負者が申請し、その工事請負者の代表印を押印し、申請すること。

b. 建築等の工事完了後、継続して自費工事施行箇所を使用するとき、並びに新規に申請書提出により工事を行うときは、その土地の所有者又は使用者が申請し押印すること。

④ 工事件名

⑤ 工事目的

「車庫等に乗入れるため」、「〇〇ビル建築工事に伴う工事用車両の一時乗入れのため」等具体的に記載すること。

⑥ 工事場所

住居表示で記載すること。但し、住居表示が設定されていない場合は地番を記載すること。

路線名は判らなければ記入しなくてもよい。

⑦ については次によること。

別紙構造図①の規格数量を記載すること。

⑧ については次によること。

「ガードレールの一時撤去」、「街路樹の移植」等の工事内容を記載し、詳細については添付図書の工事内容内訳書に記載すること。

⑨ については次によること。

工事を実施(施行)する期間を記載すること。

⑩ については次によること。

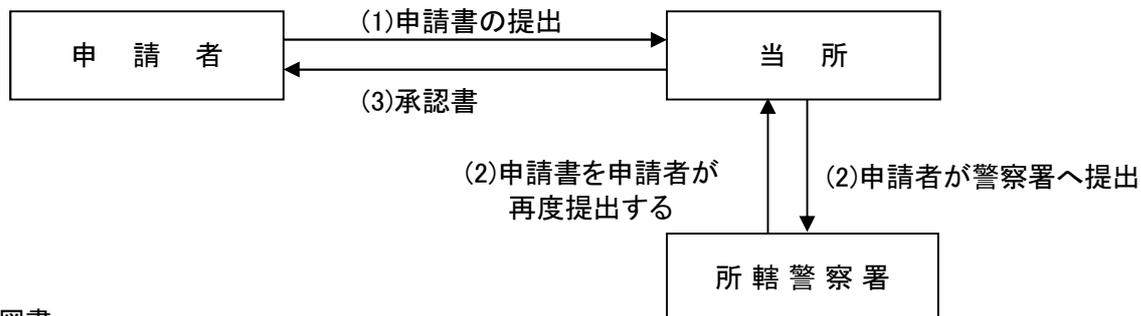
復旧工事があるときのみ記載すること。

2 申請手続方法

(1) 所定の申請書に記載要領に従い記入し、東京港管理事務所(港湾道路管理課)(以下、「当所」という。)に申請する。

(2) 当所で申請内容を審査し、当該申請施行が道路管理上支障ないと判断できる場合は申請書⑪に設置確認の旨の押印をする。申請者は当該申請書を所轄警察署(交通規制係)に提出し交通管理上の指示監督を受けて、当該申請書⑫に所轄警察署の判断を記入されたものを再度当所に提出する。

(3) 当所で承認に必要な条件を付し承認書を発行する。



3 添付図書

工事内容内訳書、案内図、平面図、構造図、現況写真、その他

4 図面等の作成要領

A4サイズの大きさとする。A4サイズ以上の図面等はA4サイズに折ること。

(1) 案内図(市販の地図を使用することも可能) 目安となる施設等を記載し、工事箇所を赤枠で囲むこと。

(2) 工事によって、道路の形態が変わるときは、「施行前」「施行後」を作成し新設物件は「赤色」、撤去物件は「黄色」でそれぞれ着色すること。

(3) その他

工事内容内訳書、構造図、仕様書、現況写真については、各図書の指示に従い記入すること。

5 提出部数

3部(警察協議不要の場合は2部)